

● 対府省庁 取組状況調査

調査の目的

こどもまんなか実行計画 2024（令和 6 年 5 月 31 日こども政策推進会議決定）において、「各府省庁に対し、こども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況を調査し、公表する。【こども家庭庁】」とされていることを踏まえ、各府省庁におけるこども・若者の意見聴取・反映の取組状況に関する調査を実施。

調査概要

- 調査対象：府省庁等¹
- 回答率：100%（全ての府省庁等から回答があった。）
- 調査時期：令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日
- 調査方法：書面回答

調査結果

- ・ こども・若者から意見聴取²を実施していた府省庁等は、16 府省庁³であった。
- ・ このうち、「こども若者★いけんぷらす」で意見聴取を実施したことがあると回答した府省庁は、13 府省庁⁴であった。

<以下詳細>

1. こども・若者への意見聴取の取組の類型について

- 意見聴取を実施した府省庁における意見聴取の取組の類型
（選択式。複数回答可）

不定期（単発）	会話ベース	13 府省庁 ⁵
---------	-------	---------------------

¹ 内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省（公害等調整委員会、消防庁含む）、法務省（出入国管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、検察庁含む）、外務省、財務省（国税庁含む）、文部科学省（スポーツ庁、文化庁含む）、厚生労働省（中央労働委員会含む）、農林水産省（林野庁、水産庁含む）、経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁含む）、国土交通省（観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁含む）、環境省（原子力規制委員会含む）、防衛省（防衛装備庁含む）、人事院、会計検査院

² こども・若者に対して直接的に意見聴取した取組を調査結果としてまとめています。

³ 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

⁴ 内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

⁵ 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

	文字ベース	13府省庁 ⁶
定期的（複数回）	会話ベース	7府省庁 ⁷
	文字ベース	4府省庁 ⁸

会話ベース：こども・若者と直接対面などで意見聴取する形式

文字ベース：インターネットアンケートやチャットなどで意見聴取する形式

2. こども・若者から意見聴取した取組の内容について

（1）聴取した意見の反映先について（自由記述）

- ・ 聴取した意見の反映先について、審議会や検討会等の資料にしたとする回答が最も多く、次いで、各種計画やガイドライン、啓発施策等に盛り込んだとする回答が多かった。

（2）意見聴取の取組のフィードバックについて（自由記述）

- ・ 聴取した意見へのフィードバックについては、府省庁によって様々であったが、ヒアリング協力者や施設に対して個別にフィードバックを実施した事例もあった。一方で、フィードバックを実施していない取組も一定数あった。

（3）声をあげにくいこども・若者への意見聴取について

- ・ 声をあげにくいこども・若者⁹への意見聴取を実施したと回答した府省庁は、4府省庁¹⁰あった。
- ・ 具体的には、各府省庁所管施設や事業を利用するこども・若者に対して、意見聴取を実施している事例が挙げられた。

（4）意見聴取の取組を進める上での課題について

- ・ こども・若者への意見聴取を実施しなかった理由（複数選択可）¹¹として、

⁶ 内閣府、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

⁷ 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

⁸ 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、経済産業省

⁹ 「不登校のこども」、「学校を中退したこども」、「貧困のこども」、「ヤングケアラー」、「へき地に住んでいるこども」、「障害児（精神、知的、発達）」、「障害児（身体）」、「医療的ケア児」、「外国人のこども」、「社会的擁護を必要とするこども」、「虐待を受けるこども」、「性的マイノリティ」、「いじめを受ける、または受けたことがあるこども」、「乳児」、「概ね1歳～3歳未満の幼児」、「概ね3歳以上の幼児」のうちから、回答。

¹⁰ 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

¹¹ 「団体等からの間接的な意見聴取で足りるため。」、「こども施策を所管していないため。」、「担当部局の職員の知識・経験がないため。」、「担当部局の職員の人数が足りないため。」、「担当部局以外の理解が足りたため。」、「意見聴取について協力（委託）できる事業者が確保できないため。」、「意見聴取をする参加者の確保ができないため。」、「意見聴取をする場所の確保ができないため。」、「意見聴取をする人（ファシリテーター）の確保ができないため。」、「反映できる対象・事業・制度がないため。」、「その他（○の場合は自由記述欄も必ず記入）」のうちから、複数回答。

「こども施策を所管していないため」と回答する府省庁が最も多く、続いて「反映できる対象・事業・制度がないため」と回答する府省庁が多かった。